

令和7年度 下半期
四国中央市水道事業
業務状況説明書

令和7年10月 1日から

令和8年 3月31日まで

四国中央市水資源部

目 次

令和7年度下半期（令和7年10月1日～令和8年3月31日）の業務の状況

1	事業の概況	1
2	経理の状況	1
	予算の執行状況	1
	(1) 収益的収入及び支出	1
	(2) 資本的収入及び支出	1

予算の概要及び事業の経営方針

3	予算の概要及び事業の経営方針	2
---	----------------------	---

1 事業の概況

給水件数 44,351件 (令和8年3月31日現在)

年間総給水量 10,409,780 m³

1日平均給水量 28,520 m³

主な建設改良事業 (消費税込み)

樋谷送水ポンプ場築造工事	51,401,000円
土居地域上水道整備工事 (第2工区)	45,191,000円
村松地区配水管布設工事 (第1工区)	43,697,000円
新宮地区減圧弁更新工事	25,625,000円

2 経理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
営業収益	1,937,946,000	1,819,542,780	93.9
うち給水収益	1,906,960,000	1,804,358,150	94.6
営業外収益	380,824,000	380,089,392	99.8
特別利益	30,000	0	0.0
収入合計	2,318,800,000	2,199,632,172	94.9
営業費用	2,069,249,000	1,967,127,026	95.1
営業外費用	220,745,000	145,182,412	65.8
特別損失	480,000	2,530	0.5
予備費	1,001,000	0	0.0
支出合計	2,291,475,000	2,112,311,968	92.2

(2) 資本的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
補助金	134,999,000	0	0.0
企業債	1,872,000,000	365,000,000	19.5
負担金	133,010,000	133,009,304	99.9
工事負担金	7,000,000	6,994,843	99.9
固定資産売却代金	391,000	0	0.0
収入合計	2,147,400,000	505,004,147	23.5
建設改良費	2,976,626,000	997,861,973	33.5
企業債償還金	593,085,000	593,083,848	99.9
予備費	5,922,000	0	0.0
支出合計	3,575,633,000	1,590,945,821	44.5

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 令和8年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 給水件数 | 44,417 件 |
| (2) 年間総給水量 | 11,010,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 30,164 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| ア 川滝地区水道施設電気設備更新事業 | |
| イ 樋谷配水池及びポンプ場電気機械設備更新事業 | |
| ウ 小富士長津浄水場電気設備事業 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,281,200 千円
第1項 営業収益	1,508,256 千円
第2項 営業外収益	772,914 千円
第3項 特別利益	30 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,307,400 千円
第1項 営業費用	2,095,093 千円
第2項 営業外費用	210,716 千円
第3項 特別損失	480 千円
第4項 予備費	1,111 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 906,200 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 160,559 千円及び過年度分損益勘定留保資金 745,641 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,718,800 千円
第1項 補助金	96,383 千円
第2項 企業債	1,486,000 千円
第3項 負担金	128,855 千円
第4項 工事負担金	7,000 千円
第5項 固定資産売却代金	562 千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,625,000 千円
第1項 建設改良費	2,040,209 千円
第2項 企業債償還金	578,304 千円

第3項 予備費
(債務負担行為)

6,487千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
寒川豊岡海岸線配水管布設事業	令和8年度から 令和9年度まで	35,000千円
金川地区配水管布設事業	令和8年度から 令和9年度まで	45,000千円
中上地区配水管布設事業	令和8年度から 令和9年度まで	40,000千円
水道施設通信設備改良事業	令和8年度から 令和10年度まで	754,000千円
土居地域上水道整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	40,000千円
小富士長津浄水場整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	531,000千円
小富士長津浄水場電気設備事業	令和8年度から 令和10年度まで	593,340千円
小富士長津浄水場整備工事監理事業	令和8年度から 令和10年度まで	7,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 1,486,000	証書借入又は証券発行。	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の

間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 261,523 千円

(2) 交際費 10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、71,533千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。